

公 募 公 告

神戸第2地方合同庁舎における「食堂・喫茶」の経営を希望する事業者の募集及び選定について、次のとおり公告する。

平成26年1月17日

国土交通省共済組合

第五管区海上保安本部支部長 菅野 孝一

1 公募内容に関する事項

(1) 件名

神戸第2地方合同庁舎における「食堂・喫茶」にかかる経営委託事業者の募集

(2) 概要

神戸第2地方合同庁舎における「食堂・喫茶」の経営委託事業者を企画競争方式により選定する。

(3) 経営委託を行う施設

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎11階（食堂）

(4) 募集事業者数

1事業者

(5) 経営委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で営業の更新を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

2 経営委託事業者の募集に応募する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(3) 法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税並びに源泉所得税の滞納税額がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続きの申立てをしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていない者であること。

(5) 事業者及び事業者の役員が直近5年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団ではないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れ

のある団体に属する者ではないこと。

- (8) 申請時から過去3年以内に保健所から衛生管理面での指摘等を受けていない者、また、指摘事項等があった場合には、適正な措置が講じられていること。
- (9) 営業開始日までに食品衛生法に基づく食品営業許可等、営業を行うために必要な関係法令上の諸手続きを終えることができること。
- (10) 募集内容等説明会に出席者した者であること。

3 募集内容等説明会

(1) 日時

平成26年1月28日(火) 14時00分から

(時間厳守：説明開始後の入室不可)

(2) 場所

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎1階第2会議室

(3) 参加申込

募集内容等説明会に参加を希望する場合は、「募集内容等説明会参加申込書」を次の①の期間中に②の場所で配布するので、必要事項を記入し平成26年1月27日(月) 17時00分までに「5 照会先」に持参、若しくは郵便(書留郵便等配達状況の記録が残るものに限る。)により提出すること。

なお、期日までに「募集内容等説明会参加申込書」の提出がない場合は、募集内容等説明会への出席は認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

① 配布期間

平成26年1月17日(金)～平成26年1月27日(月)

09時00分から17時00分(12時00分～13時00分は除く。)

ただし、土、日、祝日は除く。

② 配布場所

「5 照会先」に同じ

電子メールでの配付を希望する場合は、「5 照会先」に事業者名、メールアドレス等を記載した用紙(様式任意)をFAXし、電話連絡すること。

(4) その他

- ① 説明会当日は、募集要項及び仕様書の配付・説明を行う。
- ② 説明会への参加は、1事業者につき2名までとする。

4 応募申込書の受付

(1) 日時

平成26年1月29日(水)から平成26年2月7日(金)

09時00分から17時00分(12時00分～13時00分を除く。)

ただし、土、日、祝日は除く。

(2) 場所

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎9階

国土交通省共済組合第五管区海上保安本部支部
(第五管区海上保安本部 総務部 厚生課 共済係)

5 照会先

神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎9階

国土交通省共済組合第五管区海上保安本部支部

(第五管区海上保安本部 総務部 厚生課 共済係)

TEL 078-391-6551 (内線2155)

FAX 078-391-6870